

社台グループオーナーズ2025年産中央入厩予定馬
共有馬管理等に関する覚書



共有馬管理等に関する覚書
〔中央入厩予定馬用〕

〔共有馬〕

馬名 XXXXXXXXXXXXXXXの25
2025年X月XX日生 牡 鹿毛
父 XXXXXXXXXXXXXXX
母 XXXXXXXXXXXXXXX

記

第1条(共有代表馬主への委任)

共有者は、上記競走馬(以下「共有馬」という)を競走の用に供しかつ共有馬についての円滑な事務運営等を確保するため、次条に定める共有代表馬主に対し第3条に定める事項を委任するものとし、当該共有代表馬主はこれを専任により務める。

第2条(共有代表馬主)

共有馬の共有代表馬主は、以下のとおりとする。

- (1)社台ファーム(その関係法人又は個人を含む)の販売にかかる共有馬:吉田照哉
- (2)ノーザンファーム(その関係法人又は個人を含む)の販売にかかる共有馬:吉田勝己
- (3)追分ファーム(その関係法人又は個人を含む)の販売にかかる共有馬:吉田晴哉

第3条(共有代表馬主の専任事項)

共有代表馬主の専任事項は以下のとおりとし、共有代表馬主は、かかる事項を遂行する権限及び義務を有する。

- (1)販売者から共有馬の引渡しを受けること及び引渡しに関連する事項を決定すること
- (2)育成場及び育成費を決定すること
- (3)競馬主催者への競走馬登録の可否及び時期を決定すること
- (4)競馬主催者およびその統括団体等に対し当該共有馬の共有代表馬主として届出を行い、その他各種申請書類を提出すること
- (5)預託厩舎を決定し、預託契約を締結すること(転厩を含む)
- (6)入厩の可否及び時期を決定すること
- (7)去勢の可否及び時期を決定すること
- (8)競走の際、共有代表馬主の服色を使用すること
- (9)調教及び出走スケジュール(海外における競走、地方競馬指定交流競走の選択を含む)を共有馬の預託先調教師と協議のうえ決定すること
- (10)競馬主催者から受けた賞金その他当該共有馬の出走に対して馬主に交付された金員及び賞品等を受領、保管し、かかる金員並びにJRA及びNARの管轄する競馬主催者から交付された時価10万円を超える優勝賞品の売却金を共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
- (11)海外における競走について出走馬主としての招待を受け、これに自ら参加し又はその代行者を指定すること
- (12)共有馬の保険加入額の決定、並びに、保険料及び2歳1月1日以降の共有馬の飼養・育成にかかる費用を共有者に対しその持分割合に応じて請求し、これを受領、保管し、かかる費用の支払いに充てること

- (13)共有馬に保険事故が発生した場合、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続を行うこと
- (14)競走馬登録の抹消時期を決定し、登録抹消の手続をとること
- (15)上記登録抹消の前後を問わず、共有馬の処分方法を決定すること及び売却処分の場合の価格を決定すること、並びに、売却処分の対価を受領し、これを共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
- (16)共有馬が牡馬の場合は、上記登録抹消後に種牡馬への転用の可否を決定すること
- (17)やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合には、新共有代表馬主を選任すること
- (18)その他上記に関連する事項を決定し、実施すること

第4条(事務取扱と委託)

前条に掲げる事項の事務取扱については、各共有代表馬主が設置する事務局(以下、「事務局」という)がこれを行う。但し、事務局は必要に応じてその事務取扱の全部または一部を共有代表馬主が指定する第三者に委託することができる。

第5条(共有者の遵守事項)

共有者は、第1条及び第2条に従って共有代表馬主に委任した事項に関しては、自らこれを行わないものとし、共有代表馬主及び事務局による円滑な業務遂行を妨げてはならない。競走馬登録に必要となる共有馬所有念書(印鑑登録証明書添付)については、事務局の案内に従って遅滞なく提出する。また共有者は、JRAの馬主登録抹消要件(共有馬が地方競馬転籍後はNARの馬主登録抹消要件)に該当してはならない。

第6条(本覚書の付帯条項)

第3条に掲げる取扱事務の実施の詳細については、本覚書と一体をなす「社台グループオーナーズ2025年産中央入厩予定馬:共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」(以下「付帯条項」という)に規定するものとし、共有者及び共有代表馬主はかかる付帯条項を遵守し、これに従うものとする。

年 月 日

[共有者] 住所	[共有代表馬主] 住所
氏名 (馬主登録名) 馬主登録番号	印 氏名 印 馬主登録番号

共有馬管理等に関する覚書の付帯条項（「覚書付帯条項」）

「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という）に基づいて共有者が共有代表馬主に委任した覚書第3条記載の各事項の実施細則（以下「付帯条項」という）は、以下のとおりとする。

第1条（事務局）

覚書第3条に基づく共有馬に係わる事務取扱について、各共有代表馬主が設置する事務局（以下「事務局」という）が行う。但し、事務局は必要に応じてかかる事務取扱の全部または一部を共有代表馬主が指定する第三者に委託することができる。事務局は、いずれも社台グループ東京事務所（東京都港区六本木5丁目17番9号）内に置く。

第2条（事務費の支払）

共有者は、所有する共有馬の共有代表馬主ごとに月次事務費として月額1,650円（消費税10%対象1,500円、消費税150円）を支払う。かかる月次事務費の支払期日は当月分について翌々月の10日とし、その支払方法は原則として預金口座振替によるものとする（振替日は原則毎月6日）。また、共有馬が出走して賞金・褒賞金を獲得した場合には、共有者は同賞金・褒賞金額の3%相当額を出走事務費として当該馬の共有代表馬主に支払う。但し、その支払方法は、共有者に対する賞金分配金の支払の際に同分配金から控除する方法によるものとする（第5条第1項を参照）。

第3条（預託料）

共有者は、2歳1月1日より共有者の持分割合に応じた預託料を負担する。かかる預託料の支払期日は当月分について翌々月の10日とし、その支払方法は原則として預金口座振替によるものとする（振替日は原則毎月6日）。上記預託料には、厩舎預託料のほか、治療費、各種登録料（G1レース等の追加登録料を含む）、輸送費（引退退厩時を含む）、売却又は譲渡先決定までの間の繋養経費等（売却に至らなかった場合を含む）、共有者や調教師に進呈する記念写真等優勝記念品代金など、馬主慣行に則った共有馬の飼養管理に係わる一切の費用が含まれる。

第4条（競走馬保険）

- 共有馬は、2歳1月1日より競走馬保険約款に基づく競走馬保険（死亡保険）に加入する（保険年度は1月1日より12月31日、但し、6歳牝馬については1月1日より3月31日）。共有代表馬主は、当該共有馬に保険事故が発生した場合、事務局を通じて、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続を行う（競走馬保険約款の要約並びに保険事務手続は、第2項ないし第4項記載のとおり）。
- 平地競走馬については、2歳馬の場合、当該共有馬の売買提

示価格（販売者がカタログ等により提示した共有持分権売り出し価格）の100%、3歳馬の場合は70%、4歳以上の場合は50%を、それぞれの保険加入額の原則とする。但し、

- (1) 当該共有馬が2歳G1競走又は、3歳以上の馬齢においてG1～G3の平地重賞競走（いずれも新設又は条件変更などの理由により本来のG格付けが付されなかった場合の重賞競走、G格付けの海外競走〔国際セリ名簿基準委員会が定めるパートI国に限る。但し、それ以外であっても、高額賞金競走など諸条件から判断し、同格と見做す競走を含む〕、及びG格及びJpn格の地方競馬指定交流競走を含む）に優勝した場合には、当該時点以降は馬齢に関わりなく、速やかにその保険加入額を売買提示価格の100%に変更する。
但し、その後、当該共有馬が初めて障害競走に出走した場合（以下「入障」という）、保険事故発生の際の保険給付が変更となるため（障害競走レース当日に発生した保険事故（障害競走出走のために競馬場に搬入されたときから搬出されたときまで。但し、障害競走中に起因した事故によりレース翌日以降に死亡保険金支払対象となる場合を含む。）については、保険加入額にかかわらず、1頭当たり200万円が給付限度額となる）、保険料負担の軽減を目的として、入障翌年度以降の保険加入額を上記の馬齢基準に改めるものとする。
- (2) 当該共有馬の競走成績、血統背景等から将来種牡馬となることが想定され、共有代表馬主において、その種牡馬としての将来価値が上記馬齢基準に基づく保険加入額を著しく上回ると想定される場合には、共有代表馬主は、共有者の利益保護を主たる目的として保険加入額を適宜増額する判断を行う場合がある。かかる増額に対応する保険料は共有者の負担とする。
- (3) 共有代表馬主は、共有馬について上記（1）又は（2）に従って保険加入額を増額した場合であっても、当該共有馬のその後の競走成績、馬齢等に照らし、保険に関する給付と負担の均衡を考慮したうえで、当該共有馬の翌年度以降の保険加入額を減額することが妥当と判断した場合には、共有者にその旨を通知することにより、当該共有馬の翌年度以降の保険加入額を減額することができるものとする。
3. 共有者は、毎年12月10日までに、翌年度分（翌1月1日から1年分）の保険料（本書面作成時点では、加入額の3%）を持分割合に応じて支払う（支払方法は原則として12月6日の預金口座振替による）。また、前項記載の事由により保険加入額が保険期間中に増額変更となる場合は、所定の手続に従い保険料の不足額を納入する。競走馬保険約款に基づき給付を受けた保険金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。但し、馬代金の支払につき分割払いを選択した共有者であって、その分割払い期間中に保険事故が発生

した場合の保険金については、販売者への未払い馬代金に充当され、その残額が当該共有者に支払われるものとする。

4. 保険料の増額を伴わない限度で、死亡以外の特約を付加した場合の特約保険金(本書面作成時点では、以下a～eの見舞金が給付される)は、第3項に準じてその全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。なお、この特約保険金は、販売者との間に定める値引特典(馬匹売買契約の特約条項第5条参照。以下この特約を単に「売買特約条項」という)を計算するに際して、共有馬の収入金額に含まれる。

《競走馬保険(死亡保険)に付加される見舞金給付特約》

- a. 指定獣医師により競走能力喪失の診断を受けた場合、保険加入額の20%相当を給付
- b. 3歳12月31日までに被った傷害又は疾病により、競走に一度も出走できないことが確定した場合、保険加入額の20%相当を給付(対象:未出走馬)
- c. 指定獣医師により競走能力喪失の診断を受けた未出走馬で、且つ中央競馬馬主相互会の競走能力喪失に係わる「規程3号・4号」の事故見舞金支給要件に該当しない場合、保険加入額の50%相当を給付(対象:主に、いわゆる未入厩馬)
- d. 「手術費用特約」として、傷病により主に全身麻酔を伴う外科手術が実施され、給付対象の手術として保険会社が認定する場合には、保険加入額の3%を支払い限度として当該手術費用相当額を給付。当該特約は、局部縫合など部分麻酔による手術や去勢は対象とならない。具体的には、上部気道手術、開腹手術、眼科手術、副鼻腔手術、歯科手術、腫瘍摘出手術、外傷手術、骨摘出手術、軟部組織摘出手術、関節鏡手術(臨床症状のないOCD[離断性骨軟骨症]に対する手術を除く)、切開・ドレナージ(洗浄)手術、骨折内部固定手術、腱・靱帯切断手術のうち、保険会社が認定した場合に給付対象となる。手術当日の費用が対象となるので、入院費用や後治療、後遺症の手当ては対象外。手術回数に制限はなく何度でも給付を受けることができるが、当該年度の保険期間における総給付の限度額は保険加入額の3%となる。また、同一の傷病に起因する手術について複数回の外科手術を受けた場合の2回目以降は給付対象とならない。但し、完治が証明された後に同様の傷病が生じたことにより外科手術を受けた際には給付対象となる場合がある。なお、当該手術費用が馬主相互会の診療費補助の対象となる場合、手術費用から当該補助金を差し引いた残額が給付対象となる。
- e. 「屈腱炎見舞金特約」として、初めて屈腱炎と診断された場合には、50万円を限度として保険加入額の5%相当を給付(但し、再発は対象外)。
- なお、当該特約については、上記b.「競走に一度も出走できないことが確定した場合」の特約給付と合わせ適用となる場合がある。

5. 共有馬に不慮の事故が発生した場合は、保険金の受領をもって共有者の全ての損害が填補されたものとし、共有者は、共有代表馬主、事務局スタッフ、事務取扱の委託先会社、販売者及びその関係者に対して何らの請求もしないことを了承する。

第5条(賞金等の取扱い)

1. 共有者に対する賞金の支払事務については、共有馬が獲得した賞金(出走奨励金、付加賞等を含む。以下同じ)から進上金、源泉徴収所得税及び出走事務費(第2条を参照。賞金の3%)を控除した金額を、持分割合に応じて精算し、共有者の指定口座に、出走日の翌月末日(金融機関非営業日の場合はその翌日)に振り込みの方法により支払われる。但し、地方競馬指定交流競走に当該月の下旬(26日以降)に出走した場合、及び外国における競走に出走した場合は、翌々月末日以降の支払いとする。
2. JRAに登録された競走馬に対して規定されている、特別出走手当、事故見舞金、競走馬登録抹消給付金・同付加金、飼料価格高騰緊急対策臨時給付金(以下「臨時給付金」という)は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。但し、事故見舞金については、同支給規程に定められた休養期間の満了前に当該馬が復帰・出走した場合、受領済みの従前の事故見舞金の一部金額につき、中央競馬馬主相互会より返還請求を受ける場合があるため、従前の事故見舞金が共有者に支払われた後に当該返還請求を受けた場合には、共有代表馬主は共有者に対してその返還を請求し、共有者はこれを返還するものとする。なお、事故見舞金及び臨時給付金の受領時点において既に共有が解消されている場合で、従前の共有者に対して通常の支払事務を行うことができない場合(音信不通、送金先不明等)は、当該共有者は当該金額の受領権を喪失するものとし、当該金額は従前の共有代表馬主に帰属する。
3. JRA又はNARの管轄する競馬主催者から提供される優勝賞品であつて、時価10万円を超える純金メダル及び金製品、宝飾品等の賞品(以下「分配対象賞品」という)については、当該馬の共有者間(共有代表馬主を含む)にそれぞれの持分割合に応じて帰属するものとし、その分配等の方法については本項の細則をもって別途定める。なお、分配対象賞品以外の賞品等(冠スポンサー提供の寄贈賞品、地方競馬指定交流競走のJRA理事長賞及び参加賞、盾、優勝馬のレイ、海外競走に係る賞品等を含む)については、共有代表馬主の帰属とする。
4. そのほか、サマーチャンピオンシリーズやJRAが定める競走に優勝した際の褒賞金など、競馬主催者もしくは競馬統括組織から各種褒賞金の交付を受けた場合は、交付通知に従い第1項記載の賞金支払い事務に準じて適宜共有者に支払う。また、共有馬の現役期間中に受けた診療費補助金、装蹄費補助金については、これを共有者の帰属として取り扱い預託料請求額から相殺する。但し、共有馬引退後に交付を受けた同補助金については共有代表馬主の帰属とする。
5. 共有者は、共有馬に関して本条第1項ないし第4項において

共有者が受けるとされる金員及び物品についてのみその受領権を有するものとし、それ以外の金員又は物品がある場合については、これを共有代表馬主の帰属とする。

- 共有馬がG1、Jpn1重賞競走（これらと同格の海外における競走及び地方競馬指定交流競走を含む）に優勝した場合、共有者は、馬主慣行に則った祝儀、優勝記念品制作、祝賀会等に要する経費（実費）を、その賞金の10%を超えない範囲内で持分割合に応じて負担するものとする。なお、優勝記念品については厩舎関係者等に贈呈する場合があり、本項に定める祝賀経費には、これらに要した経費が含まれる。
- 支払期日が到来した馬代金、預託料、保険料、事務費等が未払である場合、第1項ないし第4項及び第7条に掲げる支払は、これら未払分が完納されるまでの期間、当該共有者に対して保留されるものとする。これら未払分が完納された場合には、保留された支払金は、毎月10日時点で未納がない場合、当該月末日（金融機関非営業日の場合は翌営業日）に支払われる。なお、当該共有馬が賞金等を獲得していた場合であっても、共有者が馬代金、上記預託料、保険料、事務費等の支払の履行を怠った場合、これを滞納とみなして、当該共有者に対して、第12条第2項が適用される。滞納分と賞金等との相殺は一切行わない。
- 消費税法改正により2016年4月1日以降、国外事業者が日本国内で行う役務提供について、いわゆる「特定役務の提供」及び「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」が導入されており、外国人騎手（JRA又はNARの通年免許を付与されている外国人騎手を除く）が騎乗した場合の進上金（ここでは「国外事業者進上金」といい「特定役務の提供」に該当）にかかる消費税についても同様に扱われる。従って、該当する共有者は、同法の定め に 則って「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」を行うものとし、事務局は、従来からの「進上金」と「国外事業者進上金」とを分別表示して当該申告・納税に資するよう努める。

第6条（共有馬の海外遠征）

- 共有馬を外国における競走に出走させる（以下「海外遠征」という）については、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。
- 海外遠征の場合、進上金の取扱いについては遠征先において適用される規定（控除率に関するものを含む）に従う。但し、当該規定において本邦規定下にある調教師、騎手、厩務員等が進上金の支給対象とされていない又はその扱いが著しく異なる場合等においては、適宜本邦規定等を準用する場合があることを共有者は予め了承するものとする。さらに、JRAから交付を受ける褒賞金については、これを進上金の控除対象として取り扱う。また、共有者は、海外遠征に際して生じた検疫・輸送費及びその帯同人件費、登録料、保険料等の当該遠征の成功を目的とした一切の経費（騎手との間で別途報酬の定めを交した場合の報酬を含む）について、遠征先で出走を

取消した場合を含め、当該遠征馬の競走成績に関わりなく、これを負担するものとする。

第7条（共有馬の売却・種牡馬転用及びこれらに関わる報酬）

- 共有馬の共有は、共有代表馬主の決定に基づいて、当該共有馬を競走馬として第三者に売却譲渡した時点又は共有の解消を決定し、競走馬登録を確定的に断念しもしくは同登録を抹消した時点（いわゆる引退時点）において終了するものとし、かかる時点において共有者の共有持分権は消滅する（但し、第3項記載の「種牡馬賃貸」の場合を除く）。
- 現役もしくは引退した牡馬の共有馬を第三者に売却譲渡する場合、又はこれを種牡馬転用して売却譲渡する場合（種牡馬転用前に売却先等の馬主名義にて競走出走することを条件として売買契約を締結する場合を含む。なお、交渉の結果無償譲渡となる場合がある）には、共有代表馬主が自ら又は事務局を通じてその売却先の選択、売却条件の交渉、売買実行の手續等の任に当たる。かかる売却がなされた場合には、当該売買代金から売買諸経費（当該売買を行うために第三者に支出した実費等）を控除した売買純利益金（なお、楽天競馬サイトのオークションを利用する売却の場合は、落札譲渡代金から売買諸経費を控除した金額）を基準として下記算定表に基づいて算出された金額をもって共有代表馬主の報酬（消費税10%対象）とし、売買純利益金からかかる報酬を控除した残額が当該馬の所有者（共有代表馬主及び共有者）に持分割合に応じて支払われるものとする。

売買純利益金	手数料
0円～500万円以下までの部分	0%
500万円超～1,000万円以下までの部分	10%
1,000万円超～5,000万円以下までの部分	20%
5,000万円超～2億円以下までの部分	30%
2億円を超える部分	40%

引退する共有馬が牝馬の場合、売買特約条項第6条規定の買戻し代金が販売者等から買主（共有者）に支払われる。当該買戻し代金は、何らの手数料及び報酬を控除することなく、持分割合に応じて買主（共有者）に支払われるものとする。

- 共有馬の種牡馬転用が種牡馬賃貸の方法によってなされる場合は、概ね次の形式を採用することとする。

共有者は、競走馬登録の抹消後も当該種牡馬を引き続き共有し、共有代表馬主が引き続き共有代表者を務める。当該種牡馬の賃貸契約期間は複数年（最長5年）とし、賃借人としての第三者繋養先（社台スタリオンステーションを含む）にこれを賃貸する。賃貸期間において得られることが見込まれる予定賃貸料総額から、種牡馬繋養経費（預託料、保険料、種牡馬登録料、広告費等）を控除した残額である賃貸純利益金、又は、賃貸契約期間中に当該種牡馬について死亡もしくはその他の保険事故が発生したことによって給付される保険金及び賃貸純利益金

実績額の合計額を基準として、下記算定表に基づいて算出される金額をもって種牡馬転用に関する共有代表馬主の報酬（消費税10%対象）とし、賃貸期間賃貸純利益金予定総額からかかる報酬を控除した残額が賃貸期間の各年度に按分されて当該種牡馬の所有者（共有代表馬主及び共有者）に持分割合に応じて支払われるものとする。

賃貸純利益予定総額等	手数料
0円～500万円以下までの部分	0%
500万円超～1,000万円以下までの部分	10%
1,000万円超～5,000万円以下までの部分	20%
5,000万円超～2億円以下までの部分	30%
2億円を超える部分	40%

なお、賃貸期間中に当該種牡馬の死亡その他の保険事故の発生により種牡馬賃貸契約が中途終了し又は一定期間につき賃貸料収入が得られなかったことにより保険金が給付される場合には、上記算定表における「賃貸期間賃貸純利益金予定総額」（賃貸期間中に収受することが予定される賃貸純利益金の総額）はこれを「賃貸純利益金実績額及び受取保険金の合計額」（実際に収受した賃貸純利益金と受け取り保険金の合計額）と読み替えるものとする。かかる場合、保険事故発生年度より前の各賃貸年度においては、賃貸期間賃貸純利益金予定総額からこれを基準に算定された共有代表馬主の報酬を控除した残額を各年度に按分した金額が、また保険事故発生年度においては当該年度の賃貸純利益実績額と給付保険金の合計額からかかる合計額を基準に算定された共有代表馬主の報酬が控除された残額が一括払により当該種牡馬の所有者（共有代表馬主及び共有者）に持分割合に応じて支払われるものとする。

種牡馬賃貸契約による種牡馬転用の場合、共有者は、賃貸期間が満了した時点において、当該種牡馬が100,000円に消費税を加えた金額にて賃借人に譲渡されることに予め同意する。当該種牡馬については、死亡保険のほか、種牡馬導入初年度に受胎率保険及びその後の傷害や疾病による該当年度の種付頭数減少、受胎率の低下及び種付不能などの不測の損失（一部免責事項を除く）に対応するための保険に加入することにより、当初予定された賃貸料の所定割合が共有者のために確保される仕組みをとることを原則とする。

第8条（JRAへの再登録）

- 共有関係が終了した未勝利馬又は未出走馬については、共有代表馬主の判断により、将来JRAに再度競走馬登録を行うこと（以下「再登録」という）を目的として地方競馬に転籍させその競走に出走させることがある。かかる場合、共有代表馬主は、共有終了に際して、共有者に対し当該共有終了及び地方競馬への転籍は再登録を目的とするものである旨を通知する。当該馬が再登録の要件を充たした場合、共有代表馬主

は、当該馬の従前の共有者に限定して、再び当該馬の共有を申し入れることができる（かかる再共有の申し入れを以下「再共有の申し入れ」という）。但し、当該従前の共有者が第12条2項に該当する場合、その他共有代表馬主の判断により従前共有者の一部に対して再共有の申し入れを行わない場合がある。なお、従前の共有者が、かかる再共有の申し入れに応ずるか否かは各自の任意とする。また、その詳細については、本条細則に別途定める。

- 再共有の申し入れに係る売買契約（以下「再共有売買契約」という）に際しては、第4条に規定する競走馬保険に加入しない。但し、当該共有馬がJRAに再登録した後、平地重賞競走に優勝した場合には、当該馬の従前の売買提示価格を加入額とする競走馬保険に直ちに加入するものとし、共有者は、第4条第2項及び3項の手続に従って保険料を負担する。
- 再共有売買契約については、売買特約条項第5条（値引特典）の適用はない。
- 再共有の申し入れに応じた共有者は、地方競馬の競走馬登録抹消日の翌日から預託料、輸送費等の諸経費を負担する。

第9条（共有持分権の譲渡及び相続）

- 共有持分権の譲渡は、共有代表馬主の書面による事前承認を要する。共有持分権の譲渡を希望する共有者は、実印が押捺された所定の「共有持分権譲渡に関する届出書」及び印鑑登録証明書を共有代表馬主に提出して、譲渡承認の申請を行うものとする。共有代表馬主の上記承認に基づいて譲渡が行われる場合、譲受人は名義書換事務費1口当たり22,000円（消費税10%対象20,000円、消費税2,000円）を当該共有代表馬主に支払う。
- 共有持分権が相続により承継された場合は、所定の「相続による承継に関する届出書」及び当該届出者が相続承継したことを示す所定の文書を共有代表馬主に提出する。

第10条（事務局による事務提供の終了）

各販売者から購入した共有持分権を保有しない期間が3年以上継続する馬主については、送付物提供等の事務を原則として終了する。

第11条（支払済み代金等）

共有者が支払った預託料、保険料、月次事務費、出走事務費等は、理由の如何にかかわらず返還されない。

第12条（遅延利息及び各種申込停止ならびに支払不履行等に起因する共有持分権の喪失）

- 共有者が、第2条ないし第4条に規定される支払義務をその各期日に履行しない場合には、同期日の翌日から完済に至るまで、当該債務額に対し年率14.6%の割合による遅延利息を支払うものとする。また、かかる場合、共有馬の新規購入、優勝

ゼッケン・優勝賞品・優勝記念品の交付・購入申込、祝賀会・謝恩会等への参加申込等が一時的に停止され又はその受付がされない場合がある。

- 共有者が、前項の支払義務を2ヵ月以上怠った場合、JRAの馬主登録(又は共有馬が地方競馬転籍後はNARの馬主登録)が抹消され、もしくは登録抹消要件に該当するに至った場合、又は共有馬所有念書等競走馬登録に必要な書類提出を期限までに履行しないなど、共有代表馬主及び事務局の円滑な業務遂行に対して重大な妨げとなる場合は、覚書第5条に規定する遵守事項に違反したものと見做し、何らの通知催告を要することなく共有者は当該共有持分権及びこれから生ずる一切の権利を喪失し、かかる共有持分権及びこれから生じる一切の権利は直ちに共有代表馬主に帰属するものとする。
- 共有者は、本条に定める不履行及び共有持分権の失効消滅に関する情報について、該当する共有代表馬主の事務局がこれを社台グループオーナーズ各販売者に提供すること、並びに共有者が覚書及び付帯条項に違反するなど共有代表馬主又は事務局の円滑な業務遂行を妨げた場合にかかる情報を社台グループオーナーズ各販売者に提供することにつき、予め同意する。

第13条(追加販売の場合の特則)

共有馬が1歳7月以降において販売開始された馬(一時的に販売が停止されたものの、その後販売停止が解除されたうえで販売された馬及び新たに追加で販売される馬を含む)である場合、当該馬の販売代金の預託料・保険料経費の負担開始時期等については、その販売の際に、販売者より本付帯条項の規定と異なる条件が事前告知された場合には、当該条件が優先的に適用されるものとする。

第14条(共有馬の地方競馬転籍)

- 共有馬は中央競馬で競走の用に供することを基本とするが、出走機会及び賞金獲得機会の確保を目的とする選択肢の一つとして、下記の条件がすべて満たされた場合には、当該共有馬について共有を継続した状態のまま地方競馬へ転籍させる場合がある。
 - (1) 当該共有馬の共有者全員が、NARの馬主登録を有していること
 - (2) 当該共有馬のJRA取得賞金が0円でないこと
 - (3) 共有代表馬主において、当該共有馬の競走成績や適性等を考慮のうえ、地方競馬への転籍を判断・決定したこと
- 前項に従って地方競馬転籍が行われた場合、共有者は、引き続き当該共有馬に関して当初調印済みの「売買特約条項」および「覚書(付帯条項含む)」の規定に従うものとする。
- 地方競馬転籍後、JRAと制度体系等が異なるものがある場合には、共有代表馬主において個別に判断し、本付帯条項の規定に準じて取り扱うものとする。

第15条(管轄権を有する裁判所)

共有馬の管理、その他当該覚書及び付帯条項に規定された事項に関して紛議が生じた場合には、東京都千代田区にある第一審の裁判所をもってその専属管轄裁判所とする。

●付帯条項第5条第3項の細則

第1条(賞品の受領と分配方法)

- JRA又はNARの管轄する競馬主催者から交付された時価10万円を超える純金メダル、金製品、宝飾品等の賞品(以下「分配対象賞品」という)は、受賞馬の共有者(共有代表馬主を含む。本細則において以下同じ)間にそれぞれの持分割合に応じて帰属する。次項以下に定める方法により分配対象賞品を売却換価した金員は共有者の持分割合に応じて分配される。分配対象賞品以外の賞品(冠スポンサー寄贈品、地方競馬指定交流競走のJRA理事長賞、参加賞、優勝馬のレイ、盾、海外競走に係る賞品等を含む)は共有代表馬主に帰属する。
- 事務局は、受賞馬の共有者のうちより、本細則第2条第1項及び2項(以下特に定めのない限り、本細則の条文を指す)に規定する手続に従って分配対象賞品の購入者1名を募り売却する。購入希望者がいない場合には、純金メダル及び金製品については、市中(金製品取扱い専門業者)に売却して換金する。また、宝飾品等、金製品以外が賞品である場合は、第2条第3項が定める方法による。上記いずれの場合の売却代金についても、次項記載の事務経費を控除のうえ、持分割合に応じて共有者に分配される。但し、重賞競走の分配対象賞品について、馬匹売買契約特約条項第7条第2項に基づいて共有代表馬主等から買取り申し出があった場合は、これを優先的な売却先とし、売却価格は第2条第2項の定めによるものとする。
- 事務局は、分配対象賞品の売却代金から、賞品の保管、売却・分配手続等の事務経費として22,000円(消費税10%対象20,000円、消費税2,000円)を控除した後、これを持分割合に応じて共有者に配分する。

第2条(賞品購入者の特定とその方法)

- 事務局は、次項に定める基準により分配対象賞品の購入者を募る。購入希望者が複数の場合は、所定日時に抽選を行って購入者を決定する。
- 前項の場合における賞品売却価格は、純金メダル及び金製品については市中にて換価する場合の時価相当額(金製品取扱い専門業者の取扱い手数料相当額等を控除後の金額とする)とするものとし、その価格が主催者購買価格の6割に満たない場合は、主催者購買価格の6割相当額をもって売却価格とする。また、金製品以外の宝飾品等にあつては、主催者購買価格の6割相当額とする。
- 購入者の応募がなかった場合は、純金メダル及び金製品に

については金製品取扱い専門業者に売却する。また、宝飾品等、金製品以外の賞品である場合については、主催者購買価格の5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて受賞馬の共有者のうちより購入者を募り、最高額提示者を購入者とする。最高額提示者が複数いる場合、第1項にならない抽選とする。かかる賞品についての購入希望者がいないため購入者が決定できない場合には、主催者購買価格の1割にて共有代表馬主等に売却して換金する。

4. 賞品の購入者は、購入代金を所定の手続に従い、銀行振込の方法により直ちに納入する。購入代金の振込遅延及び購入の取り消しはできないものとする。なお、領収書の発行はないものとし、購入者が振込手続時の控えを保管する。
5. 前項に違反した場合、当該共有者は社台グループオーナーズ各販売者から購入し共有持分を有するすべての共有馬について、以後賞品購入者となれない。また、かかる他の共有者への迷惑行為については、付帯条項第12条第3項に規定する違反として取扱われる。

第3条(賞品売却代金の共有者への支払時期)

賞品売却代金は、第1条第3項に定める事務経費を控除のうえ、購入者から賞品購入代金の振込みを受けた月の翌月末に行う。送金事務にあたっては、付帯条項第5条第7項の規定を準用する。

第4条(季節要因による事務の遅延等)

毎年1月から5月の期間においては、JRAからの純金メダル等賞品の送付が行われないため、共有馬がかかる期間に行われる競走に優勝した場合には同年5月以降の賞品受領となる。従って、賞品購入者の決定及び賞品売却代金の共有者への支払いはこれに対応した時期に行われることとなる。またNARの競馬主催者が、JRAとは異なる賞品の取扱いを行う場合においては、第1条ないし第3条の規定を可能な限り準用する。

●付帯条項第8条の細則

第1条(再登録の目的とその実施)

1. 3歳以上未勝利馬又は未出走馬(JRA取得賞金0円の競走馬)につき、出走機会を改善するため、JRAの登録を抹消し共有を終了させたくて地方競馬に転籍して出走させ、同競走に勝利してJRAの定める一定基準を満たすことにより、JRAに再登録する(これによりJRA1勝クラスの格付を得ることができる)ことがある。
2. JRAへの再登録を目指して地方競馬への転籍を行う場合の地方馬主は、従前の共有における共有代表馬主(吉田照哉、吉田勝己、吉田晴哉)とする。地方競馬における預託料等経費負担及び賞金等収入受領のすべては当該地方馬主に帰属する。JRA登録の抹消による共有関係の終了後においては、

JRAに再登録されて共有関係が再結成されるまで、上記経費負担及び賞金等収入は従前の共有者には一切帰属しない。

3. JRAへの再登録を目指して地方競馬に転籍した後、JRAに再登録するか否かは前項記載の地方馬主が決定する。JRAに再登録する又はこれを断念する、いずれの場合においても従前の共有者に対して当該決定を知らせることを原則とし、再登録を断念した場合においては、その後、地方競馬に在籍させて競走に出走させ、又は第三者に売却して処分代金を受領するなどは、当該地方馬主の任意とし、従前の共有者はこれらについて何らの権利も有しない。従前の共有者は、従前の共有代表馬主がJRAへの再登録を所期の目的として地方競馬への転籍を行ったものの、結果的にJRAへの再登録ができなかった場合であっても、何らの責任も負うものではないことを了承する。

第2条(JRA登録抹消時における牡馬の買取価格)

転籍再登録を目的としてJRA登録を抹消する競走馬が牡馬の場合、付帯条項第7条第2項に基づいて、前条2項に定める共有代表馬主(地方馬主)が当該馬を買取り所有することにより地方競馬の競走の用に供する。その買取価格は1頭当たり一律80万円(消費税込)とする。

第3条(再登録の際の購入金額)

再登録する馬を共有者が購入する場合の購入金額は、牡馬の場合は、前条に定める買取価格相当額とし、牝馬の場合は、売買特約条項第6条第1項に規定する買戻し代金相当額とする。但し、当該馬のJRA登録抹消の際に売買特約条項第5条に規定する値引特典の適用を受けた場合は、その特典使用の有無に関わらず、上記金額に当該値引特典相当額を加算した合計額をもってその購入金額とする。

第4条(注意事項)

再登録に係る新たな共有においては、付帯条項のうち第8条を除くすべての条項が適用される。よって、再登録に係る牝馬の場合であってもその引退期限は、売買特約条項第6条に従って6歳3月末日であることを共有者は了承する。